

議員全員協議会会議録

平成 28 年 8 月 8 日

宮 古 市 議 会

平成28年7月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(8月8日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
説明事項(1)	4
説明事項(2)	14
説明事項(3)	22
説明事項(4)	24
閉 会	26

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成28年8月8日（月曜日） 午前9時30分
場 所 議事堂 本会議場

○

事 件

〔説明事項〕

- （１）宮古市暴力団排除条例について
- （２）平成28年度市町村要望について
- （３）ＪＲ山田線（宮古―釜石間）における市の関連事業の状況について
- （４）その他

出席議員（27名）

1 番	今 村	正 君	2 番	小 島	直 也 君
4 番	佐々木	清 明 君	5 番	白 石	雅 一 君
6 番	鳥 居	晋 君	7 番	中 島	清 吾 君
8 番	伊 藤	清 君	9 番	内 舘	勝 則 君
10 番	北 村	進 君	11 番	佐々木	重 勝 君
12 番	須賀原	千エ子 君	13 番	高 橋	秀 正 君
14 番	橋 本	久 夫 君	15 番	古 舘	章 秀 君
16 番	工 藤	小百合 君	18 番	長 門	孝 則 君
19 番	佐々木	勝 君	20 番	落 合	久 三 君
21 番	竹 花	邦 彦 君	22 番	松 本	尚 美 君
23 番	坂 下	正 明 君	24 番	茂 市	敏 之 君
25 番	藤 原	光 昭 君	26 番	田 中	尚 君
27 番	加 藤	俊 郎 君	28 番	前 川	昌 登 君

欠席議員

17 番	坂 本	悦 夫 君
------	-----	-------



説明のための出席者

説明事項（1）

宮古警察署 刑事課長	齋藤 勝 君
生活課長	佐藤 裕子 君

市民生活部長	岩田直司 君
生活課協働安全係 副主幹兼協働安全係長	中嶋 宏一 君

説明事項（2）

市 長	山本正徳 君
副 市 長	鈴木貴詩 君
参与兼 都市整備部長	小前 繁 君
市民生活部長	岩田直司 君
産業振興部長	山根正敬 君
上下水道部長	長沢雅彦 君
財政課長	若江清隆 君
企画課副主幹兼 企画調整係長	田代英輝 君

副 市 長	山口公正 君
教 育 長	伊藤晃二 君
企画部長	山崎政典 君
保健福祉部長	松舘仁志 君
危機管理監	芳賀直樹 君
教 育 部 長	上居勝弘 君
企画課長	菊地俊二 君

説明事項（３）

参 与 兼 都 市 整 備 部 長	小 前 繁 君	企 画 部 長	山 崎 政 典 君
危 機 管 理 監	芳 賀 直 樹 君	企 画 課 長	菊 地 俊 二 君
建 設 課 長	箱 石 文 夫 君	都 市 計 画 課 長	中 村 晃 君
危 機 管 理 課 長	山 本 克 明 君	企 画 課 副 主 幹 兼 企 画 調 整 係 長	田 代 英 輝 君
企 画 課 企 画 調 整 係 主 任	根 市 昇 君	都 市 計 画 課 都 市 計 画 課 復 興 ま ち づ くり 推 進 室 長	去 石 一 良 君
都 市 計 画 課 復 興 ま ち づ くり 推 進 室 主 査	褒 岩 博 之 君		

○

議会事務局出席者

事 務 局 長	野 崎 仁 也	次 長	佐々木 純 子
主 査	菊 地 政 幸		

開 会

午前9時30分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は26名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

説明事項（１） 宮古市暴力団排除条例について

○議長（前川昌登君） 説明事項の１、宮古市暴力団排除条例についてであります。本日は説明員として、宮古警察署刑事課長の齋藤勝さんに出席をいただいております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに暴力団の現状などについて、齋藤刑事課長より説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○宮古警察署刑事課長（齋藤 勝君） 皆さま、おはようございます。宮古警察署で刑事課長をしております齋藤と申します。よろしくお願いいたします。まずもって、皆さまには平素から警察の業務全般にわたりましてご理解とご協力をいただいていることに關しまして、この席からあらためて御礼を申し上げたいと思います。

本日は、暴力団情勢ということで、ご説明をさせていただきたいと思います。内容としましては、全国の暴力団情勢、それから県内の暴力団情勢、そして最後に暴排条例に關してご説明をさせていただきたいと思います。お手元の方に資料をお配りしておりますので、これに沿いましてご説明させていただきます。

それでは最初に、全国の暴力団情勢についてご説明させていただきます。平成27年末現在、暴力団の数というのは、暴力団等ですね。等の数は、全国で4万7,000人と把握されています。全国的な特徴といたしましては、構成員、準構成員とも減少傾向ということが挙げられています。暴力団の数というのは、平成16年から減少しておりまして、平成4年当時なんですけど約9万人でございましたので、当時に比べますと約半数まで減少しているという状況でございます。減少している主な要因といたしましては、全国的に取締りを強化していること、それから暴排気運が高まっていること、暴排条例などの各種法令などが整備され、資金源の確保が難しくなっていることなどが挙げられるかと思ひます。

次に、組織別の勢力についてでございます。最大の組織は六代目山口組という組で、これが全体の30%を占めていると。それから住吉会、神戸山口組、稲川会と、この主要団体で全体の7割を占めているということになっております。これを寡占状態と呼んでおりますけれども、暴力団の数は減っているんですが、この寡占状態となっていることで、ひとつひとつの組織の力は強くなっているのではないかなと思ひます。県内の暴力団に關しては、平成3年頃に山口組の方に、傘下に入っていると、吸収されているという状況でございます。

次に、指定暴力団の指定状況ということですが、27年末現在なんですけど昨年末現在で暴力団対策法に基づく指定暴力団は21団体だったんですけども、今年の4月15日に新たに神戸山口組というのが指定暴力団に指定されておりますので、現在は22団体となっております。資料の方にこの22団体がありますが、この中で九州に工藤會というのがあるんですけど、これは指定暴力団の中でも最も凶悪であるということで、更に格の高い特定危険指定暴力団に指定されております。

次に、六代目山口組の分裂についてお話しいたします。これは昨年の8月、新聞等でもご承知だと思うんですけど、六代目山口組、日本で最大の組織なんですけども、この体制に不満を持つ直系組員13人が離脱しまして、四代目山健組組長井上邦雄を頂点とする神戸山口組というのが組織されております。結成されております。神

戸山口組は、過去に処分をしたり、引退した者を順次迎え入れるなどをしておりまして、現在は 24 組織まで拡大しております。そして、この両組織の激しい切り崩しの工作によりましてトラブルが続出しております。殺人事件、発砲事件、車による突入事件、これらも報道もたくさんされておりますけれども、これが連続しております。今年、3 月 7 日付けで警察庁から、これは対立抗争状態であるというふうに認定されております。これを受けまして、岩手県におきまして対立抗争の集中取締本部を設置しまして、現在も取締りと情報収集の強化を実施している最中でございます。東北におきましても秋田、仙台などで対立抗争が発生しております。県内においては抗争はないんですけど、この分裂に伴いまして組織の鞍替えとか双方の勢力の駆け引き、腹の探り合いという小競り合いが続いております、極めて不安定な状態という状況でございます。

次に、県内の暴力団情勢ということでお話しさせていただきたいと思います。県内の暴力団なんですけども、昨年末現在で 11 団体約 250 名を把握しております。県内も全国と同様に暴力団の数は減少傾向となっております。県内の暴力団なんですけども、昨年の集中取締などによりまして、盛岡、一関、久慈の 3 団体を消滅に追い込んでおります。ですが新たに、先ほどお話しした山口組の分裂に伴いまして、矢巾町に新たに 1 団体ができておりますので、今年、4 月末現在で 11 団体というふうになっております。当宮古市なんですけども、宮古市は資料にありますように神戸山口組系の 1 団体が、一応あることとなっておりますが、いわゆる事務所などはありません。関係者が居住しているということになっております。反対勢力の六代目山口組関係者も住んでおりますので、両方の勢力の者が管内に住んでいるということになります。

次に、県内における昨年中の暴力団の取締状況についてお話しします。昨年中、暴力団が絡む犯罪は 73 件 62 名を検挙しております。罪種別では多岐にわたります。窃盗、詐欺、覚せい剤、傷害などとなります。昨年の特徴といたしましては、組長を始めとする幹部級の検挙が多かったと。それから検挙件数、検挙人員とも前年を大きく上回っているということが挙げられております。昨年の検挙している事件の主なものということでご紹介しますが、これは新聞記事なんですけども、盛岡市内の自営業者からみかじめ料を脅し取ろうとした未遂事件なんですけども、宮古市内の暴力団組員を逮捕しております。このみかじめ料なんですけども、これは暴力団が安定して継続的に資金源を確保できるものとして、今現在も暴力団の主な資金源となっているものであります。この事件では被害にあった自営業者の方なんですけども、勇気を持って警察に相談をしていただいたということで未遂に終わりまして、暴力団の逮捕に至ったという事例でございます。暴力団というのはお金の為なら何でもやるということを改めて認識させていただきまして、毅然とした態度、それからすぐに警察の方に相談していただくということが大切かと思います。一度要求に応じてしまいますと、関係をもってしまうと、関係を断ち切るというのは本当に難しくなると思いますので、改めて暴力団とは関係をもたないという強い意識が非常に重要かと思います。その上で非常に大きな武器となるのが、これからお話ししたいと思いますが、暴力団排除条例であると思われます。

最初に、岩手県の暴排条例についてお話しさせていただきたいと思います。岩手県の暴排条例は平成 27 年 7 月施行となっております。平成 23 年 10 月で全都道府県で施行されております。県の暴排条例の主な内容なんですけども、資料にあります 6 項目になりますが、この中で背景が黄色の塗りつぶしとなっているところ、「事業者が暴力団員に金品を出すことが禁止」、「暴力団事務所に使用されることを知りながら取引を行うことの禁止」については、悪質な場合は公表されるとされております。また、努力義務なんですけども「取引の相手が暴力団員などでないことを確認するよう努める」つまり、暴力団員と契約しないように努力するという内容も盛り込まれております。禁止される利益供与については資料にある 4 つとなります。この中でも 1 番と 2 番に関

しては、調査がなされて事実が明らかになった場合、岩手県公安委員会から勧告を受けることになります。そして調査の際に説明や必要な資料の提出を求められたにも関わらず、これに応じないとか虚偽の説明をしたり、虚偽の資料を出したとか、それから勧告を受けたにも関わらず、正当な理由なく勧告に従わなかった場合には、公表される可能性もあるということになっております。こちらの新聞記事なんですけれども、これは今年の5月30日なんですけれども、陸前高田市内の建設会社の役員を務める二人の方が暴力団幹部に利益供与をしたとして、岩手県公安委員会が勧告したという記事になります。この勧告を受けまして、岩手県と陸前高田市、それから警察との協定に基づきまして排除措置対象者と認められた業者をそれぞれ県と市の方へ通知しております。これを受けた市では、暴排措置要綱に従って一定期間の指名停止措置をとりましたし、県においても指名停止措置を進めていると聞いております。

次に、市町村条例についてお話ししたいと思います。市町村条例なんですけれども、これは平成27年末までに岩手、新潟、香川、徳島、4県ですけれども、これを除く43都道府県で、全ての市町村で制定されております。宮古市においても、この度協議いただけると、審議いただけると聞いておりますので、大変心強く思っております。暴力団を壊滅させるためには、暴力団による不当行為に対しては徹底した取締りを継続しておりますが、しかしながら、取締りを強化すればするほど法を逃れてぎりぎりの行為、いわゆるグレーゾーンな行為を行うようになりました。そこで、暴力団対策法ができたんですけれども、この暴力団対策法は、暴力団員に対する行政命令ができるようになったんですけれども、命令に従わないときに処罰を与えるという、取締法規という性格なものでありましたので、この暴排を推進するというためには効果的な規定かと言えば、必ずしもそうと言えるものではないということでもあります。暴対法では暴排についてはちょっと効果がないよということになります。そこで、各都道府県の暴力団排除条例ができております。暴対法で定められていない措置を明確にして県の行う事業全てから暴力団を排除します。それから、県のいろいろな施設を使わせないようにします。というようなことで対策をとられています。そして県の暴排条例が制定されたことによりまして、民間の、例えば金融取引とか不動産取引とか生命保険といった民間の契約などからも暴力団排除も一層進んでおります。県の暴排条例は制定されて暴排は進んだんですが、しかしながら暴力団を徹底して排除するためには社会の意識、いわゆる地域住民の方の暴排意識を高めなければ真の暴排はなしえないということで、地域住民の方ですと、昔から暴力団をやっている者がいれば、昔から知っている人だよということで、なかなか心のどこかに暴力団を容認するという意識が払しょくできないのかなと。難しいのかなと思います。ですので、こういう意識があるうちは、暴力団を完全に壊滅に追い込むというのは非常に難しいのかなと思います。そのために、市町村の暴排条例の制定によりまして、地域住民の方の暴排に対する意識を高めていく必要があるということになります。それから、市町村の持っている施設の利用、事業から暴力団を一切排除するということを目指して、市町村の暴排条例というものが必要になってくるということになります。

次に、市町村の暴排条例を制定した場合のメリットということについてお話ししたいと思います。メリットの一つなんですけど、これは先ほどお話ししました暴排意識の向上であります。いずれ暴排に関しては警察の取締だけでは限界がございまして、市民、事業者、自治体の暴排意識の向上が必要となってきます。市の暴排条例というのは、市民の意思表示とも言えるものであります。ですので明確に暴力団を断るという意思を内外に示すという意味で、暴力団が入れないまちということで、意識付けを計ために非常に重要なものになってくると思います。

メリットのその2なんですけれども、暴力団に対する抑止効果となります。暴力団というのは住民以上に、こ

の暴排条例の制定に関心を持っております。暴力団は常に資金源を探しておりますし、資金源となるために縄張りを死守しております。この条例によりまして、住民の方の暴排の意思表示が強くなる、そして市のいろいろな事業とか施設から一切排除するという効果は、非常に暴力団は恐れております。ですので、暴排条例のメリットの一つ目の結論としましては、暴力団による犯罪等の被害の予防・潜在的な被害の防止のメリットがございます。

メリットの二つ目といたしましては、自治体が行う公共事業からの暴排推進でございます。平成 21 年 12 月に第 14 回犯罪対策閣僚会議が開催されまして、あらゆる公共事業からの暴排というのが提言されております。これを受けまして、国や県の方で暴力団排除要綱が整備されております。条例の内容というのは、理念的規定でございますが、その実効のためには具体的な措置や方法を定めた要綱などの整備が必要不可欠となります。先ほど陸前高田市の業者で勧告を受けた業者というのも、このような規定に基づいて陸前高田市の方で指名停止の措置を講じております。つまりメリット 2 の結論といたしましては、条例を制定することによりまして、暴力団排除をより実効のあるものとする暴力団排除要綱などの整備を進めやすくすることということになります。

次に、メリットの 3 番目といたしましては、公共施設を暴力団に利用させないための措置を講ずることができるといになります。地方自治法の 244 条におきまして、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならないというふうになっております。ですので、相手が暴力団だからといって安易に拒否するというのは、一歩間違えば訴訟などに発展する恐れもあります。ですので、施設の使用に関する要綱とか約款に暴力団に利用させない事項の導入というのが必要不可欠であります。これらの規定が整備されていれば地方自治法上の正当な理由の根拠となります。これらの要綱とか約款などの整備を、整備というのは、市民の意思に基づく市町村の暴排条例の制定により進めやすくなります。

以上、暴排条例を制定した際の 3 つのメリットがあるということをお話しいたしましたけど、最後なんですけれども、取締りの強化とか暴排運動の高まりによって暴力団は減少傾向にあるんですけれども、この組織というのはいまだ勢力は半分になっているんですが、その力はまったく衰えていないというのが実態でございます。先ほどお話ししました九州のような凶悪な暴力団勢力というのが強い地域では、市民の方が犠牲になっております。そして、市長が警察庁長官に早期対策を要請するという事態にまで発展して、大問題となっております。幸いにも宮古地域は、暴力団の勢力というのはかつての勢いはございません。ですから今、勢力が弱っている時期ですので、暴排の体制を強化する最大のチャンスと言えるのかなと思っております。私たち警察の最終目的は、暴力団の根絶でございます。暴力団組織は減少傾向にありますけれども、先ほど言ったとおり社会に与える影響はまったく落ちていません。落ちていないのが実態でございます。ですから、まだまだ長い戦いになります。警察の検挙の力だけでは暴力団組織の根を完全に断つことはできないのも事実でございます。そこで、ここにいる議員各位、地域住民の皆様の力をお借りいたしまして、なんとか暴力団根絶を達成していきたいと考えております。なにとぞ暴排条例の制定をはじめ、さまざまな面で今後ともご尽力を頂戴いたしまして暴力団排除にお力添えをいただきたいと思います。以上、拙い説明でございましたけれども、暴力団情勢ということで、私からの話を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前川昌登君） 齋藤刑事課長さん、大変ありがとうございました。この件について何か皆さんからご質問ありますか。なければ、橋本教育民生常任委員長より条例案について説明をお願いいたします。

橋本委員長。

○14 番（橋本久夫君） おはようございます。ただいま宮古警察署の齋藤刑事課長さまから暴力団の現状と暴力

団排除の必要性及び条例制定による効果等について説明をいただきました。大変ありがとうございました。それでは私から、教育民生常任委員会を代表いたしまして、宮古市暴力団排除条例案について説明させていただきます。皆様のお手元に条例案があると思いますけれども、目を通していただければと思います。

まず、本条例は、市、市民及び事業者が一体となって、宮古市からの暴力団の排除を推進し、市民の安全かつ平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与するため制定しようとするものであります。

条例の主な内容について、説明いたします。

第1条は、本条例の目的で、先ほど述べた提案理由の内容について規定しております。

第2条は、用語の定義について、規定しております。

第3条は、基本理念で、暴力団を恐れず、暴力団に財産上の利益を提供しない、暴力団を利用しないことを基本とし、市、市民、事業者等が相互に連携、協力し、暴力団排除を推進することを規定しております。

なお、この基本理念は、警察や法律に基づいて指定された暴力団追放運動センター、弁護士会などが進めている暴力団追放三不運動のスローガンになっているものです。

第4条及び第5条は、市、市民及び事業者の責務について。

第6条及び第7条は、市民及び事業者に対する支援及び普及啓発について、それぞれ規定しております。

なお、暴力団から危害を受ける恐れがあると認められる者に対する措置については、岩手県暴力団排除条例第8条で警察による警戒や保護の実施について規定されております。

第8条から第11条は、市が行う事務からの暴力団排除について。

第12条は、青少年に対する指導等について。

第13条は、国及び他の地方公共団体との連携について。

第14条は補則について、それぞれ規定しております。

附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上、条例案の説明といたします。

なお、この条例案につきましては、現在、ホームページ等により市民からの意見募集を行っております。

今後は、22日の意見募集期間終了後、市民から寄せられた意見及び本日いただく議員各位からの意見を参考とし、修正等した条例案を、再度、9月定例会前の議員全員協議会で説明させていただき、9月定例会初日提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終了しました。この件について質疑等があれば挙手願います。

松本議員。

○22番（松本尚美君） 確認をさせていただきたい部分があります。まず、2ページ目の第6条なんですけれども、情報提供その他の支援ということですが、これ要綱の中で定めるものなのかなと思うんですけれども、支援というのは具体的にどういったことを想定しているのかを確認したいと思います。

○議長（前川昌登君） 佐藤生活課長。

○生活課長（佐藤裕子君） 具体的に想定しているのが、県の暴力団追放県民会議ですとか宮古市の暴力団追放県民会議でもそうなんですけれども、訴訟になった場合の支援ですとか、休業に追い込まれた期間の補償ですとか、そういうことも想定してございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） そうしますと、課長が説明された内容については、どこに具体的に表現されるのかとい

うことですね。これは要綱でってことでいいんですか。

○議長（前川昌登君） 佐藤生活課長。

○生活課長（佐藤裕子君） 齋藤刑事課長からも説明がありましたが、条例制定後に具体的に要綱を定め、それから警察との合意書という手続きを、取り交わしの手続きも予定してございます。その中に具体的に規定するという段取りになろうかと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） はい、分かりました。それからもう一点はですね、私の個人的理解では、宮古市と業務委託含めてですね、請負契約もそうだと思うんですが、そういった契約を結ぶ際には当然に今時点でも宣誓書と言うのかな、確認をとっていますよね。そうすると、今宮古市が、まずこうした契約関係で、今回条例をつくって新たに確認をとるといいますか、暴力団を排除する何らかの対応をすると。言い換えれば今宮古市は、トータルのみたときに、それが全てできていないということでしょうか。

○議長（前川昌登君） 佐藤生活課長

○生活課長（佐藤裕子君） 議員ご指摘のとおり、現在でも宣誓書等の取り交わしをしておりますけれども、いざ発覚した、発覚した懸念があるとなった場合に調査する権限ですとか、排除措置、具体的な措置の手続きというところが、明確に規定してございません。要綱の中にはそういった排除に関する措置の手続きについて、あるいは調査の手続きについて規定をしていくというもので予定しております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） これは条例がとおってからというか、成立してからというお話なのでしょうけれども、せっかく事前の説明ですから、そういった内容が限りなくこう聞かなくても分かるような資料をいただければ、より理解が進んだのかなというふうに思いますが。もう一点確認なんですけれども、これは警察署の担当の方にお尋ねしたいんですけれども、今この条例、要綱もですけれども、明確に示すことによって市民の意識を変えていく、また事業者を含めてですね、暴力団に対する対応をどうするかという部分、これを明確に限りなく情報を共有してやっていくということが、必要だろうと思うんですけれども、実態として今宮古市の暴力団の勢力と言いますか、ちょっと落ちてるとのことなんですけど、なかなか見えづらいところもあると思うんですけれども、実際に民間レベルで、例えば賃貸であるとか、お店の貸し借りとか、そういった部分が私は潜在的にあるのではないかなと思うんですね。そうすると、市民、事業者含めてなんでしょうけども市民の方々が、こういうケース、こういう分野といいますかね、ある程度もっと調査しかりしてやらないと進まないんじゃないのかな。これ逆の言い方、暴力団にお金払うんじゃなくて暴力団から家賃なり、そういったものをいただくというケースもあると思うんですね。ゼロとは言えないと思うんですね。ですから、そういった部分がどうなっているのかな。この実態というのは把握されているんでしょうか。調査、貸し借りですね。お店とか。

○議長（前川昌登君） 齋藤刑事課長

○宮古警察署刑事課長（齋藤 勝君） 管内でも、例えば先ほどちょっとお話ししたんですが、みかじめ料とか、そういうの実態はあるやには、あくまで噂的には聞いておりますけれども、具体的には、どのお店がみかじめ料を支払っているとか、そういうのは具体的には、ちょっといろいろ捜査上のこともあるんでお話しできないところもありますし、正確に分からないところもございまして、実態はなかなか、暴力団というのは実態が掴みづらいところもございまして非常に難しいんですけれども、それらを私たちの方では実態解明に一生懸命、日々捜査しているんですけれども。その過程で違法な行為があれば検挙していくというような取り組みをやっ

るんですけれども、やや実態については若干不透明な部分も多くて詳細にはお答えできないというような実態なんですけれども。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） みかじめ料その他っていうのは、要するに暴力団に供与するっていうかね、金銭的なもの、ものを。さっき言ったように私は、暴力団にお金を払うとかじゃなくて。間接的にですよ、営業するためのお店を貸すとか、要するにその関係者が収入を得るために不動産を貸すとか、そういったことも私は、過去の例からみるとあるんじゃないかなと。

〔齋藤刑事課長「あると思いますね、はい。」〕

ですよね。ですから、そういう分野をしっかり調査して、そこにどう対応するかってこともしっかりやっていないといけないんじゃないのかなということで、今お聞きしているんです。その辺の実態がどうなっているのかってことを聞きたい。みかじめ料とかじゃなくて。

○議長（前川昌登君） 齋藤刑事課長。

○宮古警察署刑事課長（齋藤 勝君） 今後、こういう条例とか制定になりますと、住民の方も暴力団との付き合い、そういう取引に関して知らない間に取引しているとかってものが出てくると思うますので、そういう意味も含めましてですね、努めなければならないというのは、こういう表現となっているというか、努力義務っていう表現になっている状況でございます。たしかに、現実的には相手が暴力団化どうかというのは、警察以外の方がなかなか、調べるというのは非常に実際は難しいと思いますので、そういう意味もありまして、こういう条例の中では努めるようにといった努力義務のような規定になっているようでございます。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） 3ページの第12条に関わって質問が二つあるわけなんです。まず質問の一点目なんです、青少年、18歳未満の者が暴力団に加入する、こういう実態。宮古市における青少年の加入状況は、ここ何年でいいですが、どのような状況なんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 齋藤刑事課長。

○宮古警察署刑事課長（齋藤 勝君） 私は昨年から来ておりますが、少なくとも昨年から今年にかけてですね、未成年に対する加入の働きかけとか、あるいは実際加入したというのは把握しておりません。管内では。です。で、管内のそういう関係者は、やや高齢化というか、世代交代しない現状のままで高齢化していると。青少年が加入したという事実は把握しておりません。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） ありがとうございます。ここ何年かは加入の状況がないということなんですけれども、仮に青少年が暴力団に加入を勧められたときに、周りの大人はたぶん止めるとは思いますが、改めて、この条例をつくることによって、市民及び事業者は指導、助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。特に市はどのようなことを、今までと変わってくるのかなってことをお聞きします。

○議長（前川昌登君） 佐藤生活課長。

○生活課長（佐藤裕子君） 私どもの生活課に少年センターと言いまして、退学と言いますか、学校に行くのをちょっとサボるといいますか、そういう子供たちとコンタクトがとれて、助言ができればという活動をしております。そのような中でも、こういった視点を強く持って働きかけができるかと思いますし、学校と特に連携をしている活動ですので、学校と情報を共有しながら青少年が巻き込まれることがないような活動に努めてまい

ことになると思います。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○10番（北村 進君） 今に関わって、仮にこの条例が制定されたときに警察との情報のやり取りとかは、変化があるわけなんではないでしょうか。具体的にどのように変わるのか。

○議長（前川昌登君） 佐藤生活課長。

○生活課長（佐藤裕子君） 先ほどお話ししましたが、条例を提案いただきまして議決されましたら、市の方で要綱を定めたい。要綱を定めましたら、具体的合意書の取り交わし。市と警察署との合意書の取り交わしをいたします。そういう予定をしております。それに基づきまして正式に照会、回答、助言をいただくというふうなことで、連携が正式にできていくものと考えてございます。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 一点だけお聞きしたいと思います。条文については特にいいと思いますが、附則ですね、公布、施行月日の件なんですけれども。私は、公布の日から施行するのではなくて、やっぱり、こういう類の条例は、はっきり施行日を規定した方がいいのではないかと。何月何日から施行すると。やっぱり排除条例とか禁止条例とかは、こういう類の条例は、はっきり施行日を規定した方がいいのではないかと考えていますので、何か意見があったらお願いします。

○議長（前川昌登君） 佐々木次長。

○事務局次長（佐々木純子君） 事務局の方からこの件に関しては説明いたします。前回3月定例会で出されたときには、平成28年4月1日から施行するというので施行期日を示しておりました。今回それは過ぎていくわけですね。いわて国体の前に、ぜひこの条例をとおしてほしいと言われていまして、その場合、何としてでも一刻も早くこの条例を施行したいということになりますと、公布の日からというのが一番早いということで、このようにいたしました。本来は長門議員がおっしゃるとおりだと思いますが、今回だけは一刻も早くということでこのようなかたちにしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） はい。よろしくお願いいたします。

長門議員。

○18番（長門孝則君） ちょっと、あの聞き取れなかったんですが。いつの議会に出すんですか、条例案。9月議会に出しますよね。公布の日となると手続きに時間がかかるんですよ。最初からね、9月何日に施行と規定して提案すればそれでいいんですよ。

○議長（前川昌登君） 佐々木次長。

○事務局次長（佐々木純子君） 9月定例会初日、9月1日に提案し、その日に即決いただきたいと考えております。それが議決されてから、こっちの方で市の内部の事情によりますけれども、公布されるまで5日から一週間くらい言われておりますが、それが最速と考えてこのようなかたちになっております。

○議長（前川昌登君） よろしく願いいたします。

田中議員どうぞ。

○26番（田中 尚議員） 県の齋藤課長さん、ご出席いただいて大変ご苦労様でございます。私の方からも改めて宮古市議会が条例制定に向けた、その背景の理解についてですね、正確に認識したいと思ひまして質問させていただきます。資料のパワーポイントでご説明いただいた部分であります。暴力団の根絶のためですね、一つに警察関係の取締、その根拠になるのは刑法、特別法等々あるわけですが、それに加えて加罰

規定を主軸とした暴対法が整備されたと。しかし、効果的規定がないためにその部分については、全国の市町村に条例の制定を求めると。簡単に言うともうそういうふうな国の流れになっているものと理解いたしますが、そこで確認であります。全国の都道府県で、つまり県レベル。この暴対法の法律としての効果的な規定がないってことをカバーする意味で、全国の都道府県では同じような意味での暴力団排除条例に向けた条例が既に制定済みであるという認識でよろしいのかどうか確認したいと思います。

○議長（前川昌登君） 齋藤刑事課長。

○宮古警察署刑事課長（齋藤 勝君） 全国の都道府県は全て、平成 23 年中に制定されております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26 番（田中 尚議員） そうしますと、先ほどのパワーポイントの資料の中で疑問に思った部分であります。

それは何かと言いますと、個人情報保護の関係であります。例えば新聞報道を見ましても、県内における暴力団の取締状況ということですが、ここに名前がでていたと思うんですが、例えば我々がいただいた資料とすれば、黒塗りで、いわば暴力団の組員、組長の個人として特定できない。なおかつ県警は 3 容疑者の認否については公表できないということが記事になっています。それから同じような意味で県の条例に基づいた取締事例としての文章が紹介されております。暴排条例違反で 3 人勧告、こういう文章でございまして、いずれも個人名が出ておりません。これはですね、こういうことで一方では暴力団員と契約をしない等と言ってもですよ、例えば、あなた暴力団員ですかと聞くことも勇気がいるんですが、聞かれた場合に本人が嘘をついたらですよ、何ともならないじゃないですか。そういう意味で実際問題として、こういう条例に触れたり、刑法に触れた場合には、私は名前を堂々と公表して、もうこの方はこういう人なんだからということでね、やることが条例制定以上の効果がある。我々が条例を制定してもですよ、肝心の県警がこういう状況ですとね、私は効果が危ぶまれるということを危惧するんですが。そればたぶん、個人情報保護の関係でそうになっているんだろうと思うんですが、その辺はどのように理解したらいいのか伺います。

○議長（前川昌登君） 齋藤刑事課長。

○宮古警察署刑事課長（齋藤 勝君） 暴力団を検挙したというときに、新聞報道するときに実名ですね。本日は資料の方では黒塗りさせていただきましたけれども、当然、本物では名前が出ます。いわゆる被疑者については名前が出ます。陸前高田市のような事例では、勧告ですので、あくまでこれは犯罪ではございませんので、名前は出ていない。そういう使い分けになると思います。いずれ逮捕した、暴力団に限らず警察の方で実名で発表するのは、逮捕した被疑者については実名で発表しますし、それ以外は基本的に新聞に出していいか本人から意向を聞いて報道するようには統一してやっております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

26 番（田中 尚議員） 個人名の公表については、逮捕の場合には公表できるが、県の条例に違反した場合の勧告の場合は公表できないという説明でございました。果たしてそれでいいのかなという疑問が残りますが、それはそれとして、指摘に留めたいと思います。もう一つは、暴力団の活動の資金源として、公共工事から締め出すということ。これは大変ある意味大きな説明理由の最初にきておりますので、公共工事などの県の事務から、暴力団を排除します。これは想定するものは公共工事が想定されるわけですがけれども、この公共工事で過去に暴力団が受注した、あるいは暴力団って名前を名乗っていなくても実態が暴力団員が経営する会社が受注するような仕組みになっているのであれば、これはいったいどういうふうな実態があって、そのことと今回の条例制定が、どう効果が上がるのかという疑問があるわけですが。まず、実態がどうなのか、過去に暴力団員

が公共工事を請け負った事例があるのか、ないのか。もう一つは、公共工事の場合には勝手に受注できません。あらかじめ市の方に入札指名願届が出て、それなりの実績がないとできないわけでありまして。そういった意味ではその経審も含めた市の対応である程度、除外ができるのではないかなと思うんですが、まずは実態について、以前にそういうふうな事例があったのか、ないのかということについて、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 齋藤刑事課長。

○宮古警察署刑事課長（齋藤 勝君） ここ最近で宮古警察署管内で、この事例というのはございません。暴力団の企業が、暴力団と判明して契約を解除したとか、排除したとかは、ここしばらくは記憶にございません。ただ、県内では、具体的に資料もないのであれなんですけれども、暴力団に関連する企業だということで契約を解除したというのは、事例はございます。どの程度の件数とかは資料がないのであれなんですけれども、実際にそういうのはあります。それから、企業自体は普通の企業なんですけれども、今復興作業とかあるんですが、それに二次、三次下請けの、末端の下請けの業者が実は暴力団組員が入っていたというのはあります。そのときは、各事業者と話をしまして、その組員の契約を解除するとか。あくまでそれは個別のお願いというか、話し合いをして進めるような感じなんですけれども。ですので、こういう条例とか規定があればですね、そういう話し合いじゃなくて、こういう規定があるから解除してくださいってことで、正面切って言えるんですけれども。こういうのがないと、いくら暴力団でも、すぐ辞めさせろってわけにはいきませんので、これをなんとか排除できませんかという話し合いですね。これをやっているのが実態でございます。組員が実際にまして、これをなんとかこの地域から排除できませんですかというやり取りをしたというのは、実際にあります。去年もありましたし、今年も実はあります。それから、暴力団が経営する会社ですね。これについては、彼らは身分を隠しますので、非常に把握しづらいというのが正直なところでございます。実際、社長とか経営者は堅気の者をつけております。で、自分たちは一切名前が出ないで裏で会社を仕切っているというのが実態でございます。非常に把握が難しく、いろんな噂がある会社はあるんですが、なかなか確実に、この会社は暴力団が経営している会社だとは、特定できないで、いわゆるグレーのまま排除できないでいる会社があるのも実態でございます。暴力団は不透明化しておりますので非常に把握も難しいのが実態でございます。我々警察でも難しいという実態でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚議員） 冒頭に暴力団の組員、構成員ともに減ってきていると、半減しているということに見られるように、その効果の中に例えばそういうふうな条例もあるのではないかというお話もございましたし、今齋藤刑事課長から事例も含めてお話をいただきました。そういう方向で暴力団の排除に確実な効果が期待できるというふうに私は判断いたしましたので、この条例について賛成の意見を述べて終わります。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わります。齋藤刑事課長さんにおかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございました。今後ともご指導のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、説明員の入れ替えがございますので、暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（前川昌登君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。



説明事項（２） 平成２８年度市町村要望について

○議長（前川昌登君） 説明事項の２、平成２８年度市町村要望について、説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） おはようございます。岩手県に対する宮古市からの要望につきましては、７月２５日開催の議員全員協議会での説明の後、各常任委員会でご検討をいただいているところであります。また、７月２１日及び２６日には、地元選出の県議会議員との意見交換を行ったところでございます。要望書につきましては、各常任委員会、県議会議員からいただいたご意見を踏まえて、修正しております。本日は、その内容を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。なお、内容につきましては企画課長より説明させていただきます。

○議長（前川昌登君） 菊地企画課長。

○企画課長（菊地俊二君） それでは内容につきまして私の方から説明をさせていただきます。本日の説明資料につきましては、Ａ３版でまとめた表のものと、それから別添資料として要望書の新旧対照表を添付してございます。これを両方使いながら、見比べていただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

それでは最初に、Ａ３版の表の方をご覧くださいと思います。表紙を捲っていただきまして、１枚目からご説明を申し上げます。最初に１番目のＪＲ山田線の早期復旧についてでございますが、（１）につきましては総務常任委員会から、要望書案のとおりとする意見をいただいております。（２）につきましては、文章の内容を修正する意見をいただいたところでございます。これに対する考え方でございますが、表の右端の対応という欄をご覧くださいと思います。復旧までの間につきましては、閉伊川の閉塞防止と国道１０６号の安全通行の確保が重要であると考えておりますことから、前段の文章は削除せずに意見を踏まえて後段に文章を追加したいと考えております。要望書の文章につきましては、別添資料新旧対照表の方をご覧くださいと思いますが、その１ページ下線の部分が追加された文章でございます。下線の部分を申し上げます。「加えて、この災害により、三陸鉄道の経営と交流人口減少等の影響が大きくでています。」というのを追加したところでございます。

次に、またＡ３版の方をご覧くださいと思いますが、２番目の新駅設置にかかる財政支援についてですけれども、県議会議員の方から「八木沢地区について付近に宮古短大があるので、これを前面に出した書き方とすべき。」との意見をいただきましたので、意見を踏まえて文章を修正いたしました。要望書の文章につきましては、新旧対照表の２ページになりますけれども、下線の部分、修正後左側でございますが具体的には「八木沢地区（短大付近）」ということで修正をしております。

次に、３番目の宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について、４番目の宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について、５番目の世界ジオパークへの認定に向けた推進体制の維持について、６番目の地域医療の充実につきましては、要望書案のとおりという各委員会からのご意見をいただいておりますので、変更はございません。

次に、７番目の河川、砂防等事業の促進につきましては、（１）の二級河川改修事業等の促進について、刈屋川以外の県管理河川についても、引き続き要望をすべきと意見をいただきまして、それを踏まえて文章を修正しております。文章につきましては別添の資料新旧対照表の３ページをご覧くださいと思いますが、３ページ左側、修正後でございますけれども、下線部分「閉伊川や長沢川、津軽石川、近内川、刈屋川では、土砂の堆積による河床の上昇、河川内の樹木の繁茂が見受けられますが」というふうに修正をしております。それから下の方の下線部分でございますけれども、「閉伊川水系の各支川をはじめとした県管理河川において」というふ

うに修正をしたところでございます。

次に、8番目のA3版の方でございますけれども、8番目の教育環境の整備についてでございますが、(1) 県立高等学校整備計画について、「不登校生徒の受け皿となる教育施設の整備や、多種多様な学ぶ形を取り入れることについて、要望項目に加えてはどうか。」というご意見をいただいたところでございます。これにつきましては、対応案になりますけれども、「県立高校の再編整備計画の目的は、不登校生徒や中途退学者を受け入れる教育施設の整備計画ではないこと。また、県教委は今回の再編計画の方向性について、生徒の心身の状況に合せた多部制・単位制の導入を検討していることから、追加要望としては加えない。」こととして考えてございます。

次に、A3版の2ページをご覧くださいと思います。9番目の宮古警察署の既存施設の譲渡についてでございますが、総務常任委員会からは「要望書から削除すべき。」また、県議会議員からは「警察署単体ではなく、リアスハーバー宮古を含めた具体的な書き方とすべき。」とのご意見をいただいております。これにつきましては、総務常任委員会からの意見を踏まえて要望項目から削除したいと考えております。

最後に、10番目の国に対する要望の強化についてでございますが、教育民生常任委員会から「給付型奨学金の創設について、要望項目に加えてはどうか。」との意見をいただきました。これを踏まえまして、(10)として追加要望をしたいと考えております。要望書の文章といたしましては、別添資料の最終ページ、8ページになりますけれども、下線の部分でございます。項目として(10) 給付型奨学金の創設についてというのを起こしまして、「意欲と能力があり真に経済的支援を必要とする学生が、安心して学び、卒業後に負担を抱えることのないよう、給付型奨学金の創設を国に働きかけるよう要望します。」というふうにしてございます。

それからA3版の方でございますけれども、(3)の鳥獣被害防止対策の推進について、また、(5)中小企業等復旧・復興支援補助事業制度の継続実施については、文章の修正についてご指摘をいただいております。別添資料の6ページ及び7ページをご覧くださいと思いますが、鳥獣被害防止対策の推進につきましては、6ページ、真ん中辺になりますけれども句点を追加してございます。それから、7ページにつきましては、「少なくとも平成29年度の」という部分を削除いたしまして、「当制度の継続を国に対し強く働きかけるよう要望します。」というふうに修正をしたところでございます。

以上がご意見を踏まえて修正した要望内容でございますので、よろしく願いをいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前川昌登君） 説明が終了しました。この件について何か質疑があれば。

田中議員。

○26番（田中 尚君） それぞれの常任委員会の意見を踏まえた対応について説明をいただいたわけですが、私からは二つ。まずは、私が所属しております総務常任委員会の中での対応を踏まえたご意見を述べさせていただきますと思います。1番上であります。総務常任委員会での議論では、閉伊川の閉塞防止と国道106号の安全通行の確保ということについては、もうこれは既に林野庁を含めた、その事業計画の中にこういうものが活かされたかたちで具体化しているという判断で必要がないというふうに判断したものでありますが、ちょっとそういった意味では、市の理解と総務常任委員会での議論とですね、必ずしも認識が一致していないのではないのかなと思って改めて意見するわけですが、今の現計画、例えば仮橋の位置をどうするかも含めて国道106号に直接、土砂の搬出を可能にするような場所に橋は付けない。旧道の方にやって、そういった意味では閉伊川の閉塞防止と国道106号の交通に支障が生じないようなですね、計画になっているということを踏まえて、

こうしたということなのですが。そこはどういうふうな議論だったのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 菊地企画課長。

○企画課長（菊地俊二君） お答えいたします。これから復旧工事がスタートするわけですが、この復旧工事期間におきましても、土砂が下の方に落ちてくる可能性等もあるということから、閉塞防止につきましては、十分に県の方でも道路管理者という立場から対応をしていただきたいという部分も含めて、今回この要望の項目の中で要望してまいりたいということで、そこを改めて削除をしなかったところでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 事業に入っていく際に、例えば仮橋の設置位置も含めて、できるだけ現106号に負担をかけないような場所を選んだけれども、実際上の土砂の搬出を行う車両の運行等については、尚、こういう懸念が残るというのであれば、別に私は、これはあってもなくても、あってもなくても言い方は変ですが、削らないという判断は判断として、それなりに根拠があるのかなと思って、無理強いはしません。

二つ目なのですが、これはちょっと所管が違いますけれども、番号3番、(2)旅客船ターミナル整備事業など出崎地区の整備促進であります。これはですね。旅客船ターミナルそれからフェリー航路。私が想定するにはフェリー航路は藤原の埋立地内、それから今回の旅客船ターミナル。これフェリーもですね、ある意味、旅客船ターミナルの役割を果たす部分だと思うんですが、この辺の当局の認識はどのように交通整理なり、考え方がついているのか疑問があります。あくまでも室蘭とのフェリーの発着所は藤原ふ頭なんだ。尚且つ、それで足りないから出崎地区を更に埋め立てて、そこに旅客船のターミナルも造るというふうに理解をすべき内容なのかどうなのかということについて伺います。

○議長（前川昌登君） 山根産業振興部長。

○産業振興部長（山根正敬君） 議員ご指摘のフェリーの旅客船ターミナルについては、藤原ふ頭に整備を県の方にさせていただくということでございます。(2)の旅客船ターミナル、同じように言葉は聞こえますけれども、フェリーターミナルと旅客船ターミナルはまた別で。旅客船ターミナルは出崎ふ頭、今埋立てをしておりますけれども、これは国の港湾計画に基づいて市の方で、そこを観光船等、あとは観光関係の交流点、みなとオアシス的な整備をお願いしている部分なので、出崎地区はそういった意味での整備。あくまでもフェリーについては藤原ふ頭というふうな整理になっております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中尚 君） 選択と集中という言葉がございしますが、私はこれは十分に宮古市としても議論ができていない部分だと理解があります。それはなぜかと言いますと、一つは、ここでの旅客船、これは現在は、この事業を行っておりますのは県北バスであります。県北の観光船、発着所を今の小石浜海岸ではなくて、出崎に持ってこよう。なぜかと言うと駐車場と船との連携。それからこれはもう一つ理由がございまして、浄土ヶ浜への奥へのアクセスを車両規制をやっていると。であれば、駐車場が確保できる場所から浄土ヶ浜の方へは船を利用していただきますよというふうなこともですね、以前の計画の段階ではあったやのように私は理解しているんですよ。しかし現実問題として、フェリーがいよいよできる。そうであれば、大は小を兼ねるではないのかなと思うんですが、そういう中に効率化も含めてやるってことの方がね、私はよっぽどいいのかなという思いがあって聞くわけでありまして。そういった意味で先ほどの山根部長のお答えは、以前からの計画だということは百も承知であります。しかし、以前からの計画はこれはね、私の理解は初めに事業ありきなんです。県北バスさんも、この計画に対しては前向きではなかった。もっと言えば関与していない。あるいは仮に具体化

しても、そこに参画するつもりはない。などといったお話を聞いた時期もあります。したがって、そこはよく交通整理が必要だということが、私が言いたい部分であります。以上です。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 私からも確認を含めてなんですけれども、2番の新駅設置にかかる財政支援について。総務の意見、県議会の意見、新規の部分なんです、文章を修正しますということなんです、文章の修正はポイントではないんですけれども、基本的に新駅を設置すること自体をですね、どこで議論してどう決定しているのかなというのが私正直分らないんですよ。新市建設計画にあったのなか。総合計画にも後期計画にもあったのかなってのが確認なんです。これは少なくとも後期計画の中に入っている事業でしょう。ちょっと確認したいです。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 松本議員のご質問ですけれども、たしかに最終的な決定はいただいていないというふうな理解はしております。昨年来、あるいは場合によっては一昨年程度、一般質問にお答えするかたちで新駅の検討は進めていきたいと。ただ最終的には議会に様々な資料を説明した上で、その御判断はしていただきたいということで。まだ検討段階ということで現時点で場所とか規模とか投資上の部分でもですね、まだ確定はしていません。ただ今回要望するというのは、実例として三陸鉄道の北リアス線の中では、岩泉町小本駅、それから野田の新駅、これについても県が財政支援をしている部分がございますので、そこに関して宮古市も新駅を考えているので財政支援については県の方も検討をいただきたいというのは、早めに手を挙げておいた方がいいだろうという今回の判断として、こういう要望になったというところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 私は、やはり造る、造らない、これを含めたトータルの宮古釜石間も三陸鉄道で運営すると。そうすると北の久慈から大船渡まで、この間をどうするかというところの観点からも、新駅を造るのは、それはそれでひとつの案でしょう。しかし一方で時間短縮含めて駅を数造ればいいのか。場合によっては廃止を含めてトータルのこともしっかり検討して、それでこういった事業名を出すべきだと思うんですよ。決まってもいないのに県に出して、決まっているんですか、どうですか、いや取りあえず出しておきます。これではね、私は説得力もないと思いますし、また、地域内の地元においても町内においてもそうですし、新駅の設置を要望されているところもあるとは思いますが。それは地域からですね。でも駅を設置することによってのプラスマイナス、本当に利用が増えるのかどうか。どういう使い方をね、やはりマーケティングをする必要があるでしょう当然。今日明日の事業ではないと思うんですけれども。何にもしないで取りあえず手を上げるなんて、そんないい加減な事業をですよ。県の統一要望の中に出して財政支援を求めていく。市長おかしいと思いませんか。どうです、何も決まっていないものを。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 新駅につきましても何にしてもそうなんですありますが、やはり可能性があるものとして県としてはどんなふう考えるのかというようなのも含めてですね、先ほど山崎部長の方からも答弁させましたけれども、手を挙げておく必要はあると思います。財源的な問題も非常にこれは大きいものですから、宮古市としても可能なものはこういうのがあるというのを県にも知っておいいただきたいというふうに思います。その中でできるものなのか、できないものなのか判断していきたいというふうに思っています。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） そのレベルでやっていったら、こんな項目で足りなくなるんじゃないですか。可能性はある、将来財政支援があればやりたいなんてのは、もっといっぱい膨らんでくるじゃないですか、地域創造含めて。私はもっと熟度を高めて、本当に、じゃあ財政支援がなかったら止めるんですか。やらないんですか。本気度を問われますよ。可能性のあるものだったら、後段聞きたいと思っているんだけど。この宮古警察署の既存施設の譲渡、譲渡って言葉が適切かどうかは分かりませんが、こういったものの活用だってあるわけでしょう。こっちは消して、なんでこっちは残して、バランスからいったらおかしい、私は。活用、可能性があるのであれば、譲渡は文言は変えるにしても、この施設の活用はどうするのか、要望して行けばいいじゃないですか。何でもそうですよ。どんどん、今市長が言ったレベルの話ですといっぱい我々も特別委員会で、この地域創生の財源の裏付けがないものが結構ありますよ。そういったものをどんどん膨らませていかなければならない話になるじゃないですか。ちょっと一問一答で申し訳ないんですけども、この警察署との関わりあいも含めて活用。私は活用は可能性があるのであれば宮古市にとってプラスだということであれば、譲渡でなくていいんですけども。まあ、総務常任委員会の判断も聞きたいんですけども。活用を目指すべきですよ。要望を出して。違いますか市長。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 警察署の方に関しては、まだこれは次の質問としていただいて、一問一答でもってやりたいと思います。この新駅の問題に関しては、今まで何度となく議会の中でも一般質問なり、これは議論の俎上に上がってきたことであります。私としての感覚としては議会の皆さんも、大多数の皆さんこの方向で検討すべきだというふうに思っています。その中で確かに松本議員がおっしゃるように、最終的に決めるところ、決める俎上に上げるということが最後の大前提になろうと思いますが、その間でですね、財源的な問題がどうなのか、県はどのように考えているのかも含めて、やはり県としては、例えば宮古がこういうことをするとき、どんな形で一緒にやっていくのか。あるいは三陸鉄道に関しての支援としてどういうふうにするのかも含めて、我々としては、県に対しては、もしこの新駅を我々が造るとすれば、やはり財政支援はしていただけますねというようなことも含めて要望をしていきたいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 新駅については、田老の新駅については、もう市長は非公式な場で設置するという断定的な発言をされているというふうに私は聞いてはいるんですが。例えば田老新駅もそうです。今ある駅をどうするのか。そういったものがないわけですよね。あの距離で2駅造るんですか。設置するんですか。停車時間が、一回止まって3分なり5分なりかかるとすれば、全体が遅れていくじゃないですか。とすれば、さっき前段で私が言ったとおり、もっと熟度を高めないと。新駅を造るのはいいですよ。でもそこに、どれぐらいの利用が見込めるのか。本当に地域の人を使うのか。100万円や200万円のできるような事業じゃないでしょう。また、設置すれば、これ維持管理を将来的にもずっとやっていかなければならない話ですよ。だからそういったものを、しっかり捉えて、組み立てて、そして県に財政支援を要望していくと。しいては、この駅については廃止したいとか、場合によってはですよ。全体の中でそういったものも議論して、決めて方向性のある程度出さなければならぬんじゃないかなと私は思うんですよ。3駅も作ったら少なくとも3分止まったって10分、まあ直行便があるかどうかは分からないですけども、もう10分も遅くなるじゃないですか。じゃあどこかでスピードアップして、その分稼げるのかどうか。そういったものも考えなきゃならないじゃないですか。今106号で時間短縮を期待してやっていますよ。もう10分短縮するために何百億円とかけているんですよ。違いますか。それぐ

らい時間、距離というのをどうするかっていうのも私はポイントだと思いますよ。使わない駅をどんどん造って行って、そして後でのメンテナンス含めて負担になってくるじゃないですか。市長に聞いてしょうがないなら山崎部長。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 松本議員の今の質問の中で反論ではないんですけども、三陸鉄道がはたして高速交通網なのかという、そういう時間短縮ということに関しては、私はちょっと長く鉄道を担当している者としては、そこは疑問を感じる場所がございます。あくまで三陸鉄道の持ち味というのは市町村間、それから駅を含めて市町村の中の地域間。これをしっかり結ぶことが基本的期は三陸鉄道の将来の存続につながるものであって、時間短縮が三陸鉄道にとっていいことかどうかというのは、正直私は疑問があるというふうに思います。ただ、松本議員がおっしゃるとおり経費、ランニングコスト、そこら辺の部分も確かにあると思うので、整備費用といったものも含めて、当然、駅勢圏という考え方もございます。どの程度、そこに駅を造れば人が乗っていただけるか。そういった部分も資料を出しながら今後議論を深めていただきたいというふうに思いますので、先ほど市長が説明したとおり、その前段として県が事例として小本、野田に出しているわけでございまして、県としても宮古市が新駅を整備したいという意向は十二分に承知をしているというふうに理解をしておりますので、ここでもう一段踏み込んで財源の部分についても今回はお話をさせていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） ここで新駅に関わってやり取りしても時間が費やされるだけだとは思いますが、この新駅の詳細名が出てくるってことに私は疑問を感じるんです。三陸鉄道含めて全線網羅した中で、こういった場所に新駅を設置する。そのことがベスト、ベターかもしれませんが、ベストではないかもしれませんが、そういったものがしっかり調査も含めて議論していく必要があるんじゃないですか。財政支援がある、ないというのも、これはもちろんポイントが大きいとは思いますが、今ある北、南もありますけれども、これがつながって全体をどう運営していくか。部長が言っている時間短縮は関係ないような話をしているけど、交流人口を拡大していくためにはどうしていくかってのは、時間距離も私は大事なポイントなんです。今地域住民の利用だけで経営は成り立ちませんよ、間違いなく。成り立たない分、どうやってそれを支えていくのか。形を変えて公金負担、税金負担をしていかなきゃならないじゃないですか。部長の判断は私は間違っていると思います。ここでしょうがないので、これは最後、今日は意見として申し上げたいと思いますが、この宮古警察署の既存施設の譲渡について、意見を踏まえて要望項目から削除しますと。譲渡という言葉が私もどうかなという思いをしながら見ていたんですけども、やっぱり活用をどうしていくかです。リアスハーバーも含めた具体的な活用をどうするかということも、私は県と一緒に考えていかなきゃならない。これは沿岸地域、特にも宮古。何を特徴的に今後の地域創生の課題をひとつ解決していくかという意味でも、私は海という部分は大きいと思うんです。だから、そこをちょっと、なぜこれを出さないのか、削除するのか、理由を明確に。総務常任委員会でもいいですけども。確認をまずしたい。

○議長（前川昌登君） 佐々木総務常任委員会委員長。

○19番（佐々木勝君） 警察署の既存施設の譲渡について、総務常任委員会では時期尚早ということで廃止という判断したんですけど、これについては28年度頭として公共施設の再配置に入っています。その始まる前段として、何億円になるかどうか分からないような施設を取得するということには、もっと議論が必要だという

ことで、いろいろなスポーツ施設として活用できる可能性があるというのは理解はしますが、ただそれだけであれば、なかなか説明が不足しているということで再度検討して要望するのであれば、ちゃんと議会にも説明すべきだということで、これは削除ということにしました。以上です。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 総務常任委員会の判断の説明は、今伺ったのでそれなりに理解はしますが、私はここを譲渡ではなくても……。被災して確かに宮古市にそのまま、いくらかという金額の問題もさることながら、新たな施設を抱えることというのは確かに負担になる、このことは私も危惧することは事実だと思うんです。ただ、活用という部分を県、宮古市と一緒に考えて、できれば県が所有しながら宮古市が活用できるということが一番望ましいと思うんですけれども、活用という部分をポイントに県に声を出していくべきだと思うんですね。あそこは宿舍もありますし、市長の説明の中でもありましたけれども柔剣道場も当然ありますよね。あとは、ほかの部屋もそんなに古くないわけですから、活用という部分では市民の団体も含めて、私は活用は可能性があると知っているんですよ。市長これ、総務常任委員会がこういう判断をして、私が言うのも変なのかもしれませんが、やっぱり活用という部分で県に要望しないと、これ今年度中にも、だいたい建築が始まっていますよね、松山で。ですから県にとってもこの建物をどうするかというのは、だんだん議論が始まるはずですよ。と私は思うんです。削除するってことは、もう一切諦めるという意味ですか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 諦めるというわけではなくてですね、議会の中でもいろいろ意見もあったり、あるいは情報がない中で、なかなかどうするんだと。常任委員会の中でもそういう話しだったのではないかなというふうに思っております。もうちょっと県の方とも、いろいろな部分を情報交換して、それで再度議会の方にも説明をして。そして私としては、やはりあの施設を何とか活用できないものかという気持ちに変わりはございませんので。今回の要望からは外させていただきますが、引き続き県の方と情報交換をしていきたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 松本議員の発言に関して一言、言わせていただきますけれども、今日の全協の流れはですね、基本的には各常任委員会ごとに意見をして、それを踏まえての説明というかたちになっております。松本議員は建設常任委員会所属ですが、あえて総務常任委員会の、この宮古警察署の判断については、異議を申し立てたと私は受け止めております。それはそれでいいんですが、今お話を聞いておりますと譲渡はともかくと。県の所有を前提に活用を考えるべきだということがご意見のようであります。だとするならば、今回の総務常任委員会の判断、そして市当局の対応、これでなんら私は問題がないんじゃないのかなと。松本議員は議論の引っ張り過ぎだということをあえて指摘します。以上です。

〔松本議員「議長」と呼ぶ。〕

○議長（前川昌登君） いいことにします。市長の答弁がありましたから。

〔多言する者あり。〕

〔松本議員「議長」と呼ぶ。〕

○議長（前川昌登君） はい、松本議員。

○22番（松本尚美君） 田中議員からは、私の今のやり取りにご注意いただきましたが、注意は注意として受け止めたいと思うんですけれども。私はやっぱり県の所有を前提とするというのは、一つの仮定の話ですよ。です

から、全て私がトータル的にまとめた意見を申し上げているわけではなくて、活用も含めてそういったものを今から議論して要望を出していいんじゃないですかって話なんですよ。何も私は……。

〔多言する者あり。〕

○22番（松本尚美君） いや、譲渡っていう文言には問題はあるけれどもって話ですよ。

〔多言する者あり。〕

○22番（松本尚美君） だから活用っていう部分では県とやり取りしていいんじゃないですかって話ですよ。それに何が問題ある。

○議長（前川昌登君） はい。会議を進めます。須賀原議員どうぞ。

○12番（須賀原チエ子君） 私の方からは二つほどお聞きしたいんですけれども。一つが、八木沢の、先ほどこから出ている駅のことなんですけれども。八木沢の地区の方々は大変この駅について期待もしておりますし、地域でワークショップを開いて、この駅を中心にしたまちづくりをやりたいということもやっておりました。今現在、当初の要望書に八木沢をついていうことだったんですけれども、今回県議会議員からのことで、短大駅をついてことで場所をある程度特定するようなことが出てきたんですけれども、私としてはまず八木沢地区の方々から場所がどこがいいのかを聞いてほしいというふうに思います。この場所が悪いとかという意味ではなくて、せっかく何回も集まって話し合いも行い、やってきていますので、まずは場所を特定するような書き方ではなく、八木沢地区でということでは今回は出していただけたらなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 場所を特定するものではないのですね。ただ分かりやすくするために八木沢という地区と短大付近だということで、要望書の中に入れさせていただいたということでありますので、今までの主旨ともまったく変わらないものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） ほかになければ。まだありますか。はい、須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） はい。分かりました。本当に私もいろいろ伺ったんですけれども、あの場所についてはいろいろあったので、ぜひ地元の意見をお願いします。もう一つなんですけれども、7番目の河川、砂防等事業の促進についてなんですけれども、それこそここにもぜひ、八木沢川の河口部分を入れていただきたいです。津波の影響でかなり土砂が入って、本当に今度津波が来ると溢れて45号に溢れる可能性もあるので、その辺もお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（前川昌登君） 小前参与兼都市整備部長。

○参与兼都市整備部長（小前 繁君） これは県に対する要望でございまして、おっしゃっておられる川は市管理の河川じゃないかなと思うんで、要望への対象からは外しておるというふうに伺っておるんですが。

○議長（前川昌登君） 須賀原議員。

○12番（須賀原チエ子君） はい、すいません。あそこは県です。上流は市の方でやっていただいたんですけれども、あの辺は県で、県の土木の方きて、あの場所も見てもらって要望も出しています。

○議長（前川昌登君） 小前参与兼都市整備部長。

○参与兼都市整備部長（小前 繁君） 大変失礼しました。そういうことであれば、そういう方向で検討させていただくということで、この場は整理させていただいて。もし、全員の方がそれでいいということであれば、そうさせていただきますんですが。よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） それでは、ほかになければ、この件についてはこれで終わりたいと思います。説明員の入

れ替えのため暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（前川昌登君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。



説明事項（３） JR山田線（宮古―釜石間）における市の関連事業の状況について

○議長（前川昌登君） 説明事項の３、JR山田線（宮古―釜石間）における市の関連事業の状況について、説明願います。

山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 本日の山田線における市の関連事業の状況についてでございますけれども、7月の臨時議会におきまして、議員さんからご質問がございました。確かに我々も反省いたしましたが、それぞれの事業は所管の常任委員会に説明してですね、そういうかたちをとってきたもんですから、なかなか全体が見えないというご指摘をいただいて、そのとおりだという理解をしております。そこで本日は、今現在、JR東日本が復旧に向けた工事を進めているわけですが、それ以外の市の事業が、宮古駅から豊間根、豊間根と言うより津軽石地区。この間で今どのようなものやっけていて、どのようなものをこれからやろうとしているか。あるいは検討しているか。トータルで説明させていただきたいというふうに思います。概括的に企画課から全体の状況を説明させていただきます。また、本日は事業のそれぞれの所管課も同席しておりますので、それぞれの事業については、それぞれの担当課からご質問があった場合にはお答えをさせていただくという形態をとりたいと思います。それではまず全体について企画課長の方から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（前川昌登君） 菊地企画課長。

○企画課長（菊地俊二君） それでは資料の方をお開きいただきたいと思います。最初に目次でございますが、予算計上事業につきましては、ここに書いてございますとおり7事業。まだ未計上のものが1事業。検討中事業が2事業ということになってございます。

1ページにつきましては、その事業を位置図に落としたものでございます。赤の枠、文字で書いている部分が予算計上事業でございます。それから、青の枠、文字で書いている部分が計画中で、まだ予算が未計上の事業。それから緑につきましては検討中の事業というものでございます。

それでは、2ページからご覧いただきたいと思います。それぞれ資料の作り方でございますが、事業名、事業概要、事業の進捗状況、今後のスケジュールというかたちで資料については取りまとめてございます。まず最初、藤原地区津波避難路整備事業でございますが、事業概要につきましては記載のとおり藤原地区において、津波避難を迅速安全に行うための避難路を整備するものであり、こ道橋新設及び踏切道移設拡幅を行うものでございます。28年度につきましては、避難路整備工事を行って今年度に完成予定の事業でございます。

次に4ページをご覧いただきたいと思います。災害防除事業（磯鶏7号線擁壁等補修）でございます。これにつきましては、市道の盛土擁壁部に傾きが生じて擁壁崩壊のおそれがあるため、擁壁等の道路構造物の補修工事等を実施するものでございます。28年度に点検、予備設計を行いまして、29年度に詳細設計、補修工事の予定となっております。

次に7ページをご覧いただきたいと思います。船場踏切改良事業でございます。磯鶏地区の船場踏切につき

まして、通学路の安全と歩行者の安全な通行を確保するため、踏切に遮断機を整備する事業でございます。28年度に調査測量設計を実施いたしまして、工事につきましては29年度から30年度を予定しているものでございます。

次に10ページをご覧くださいと思います。下大谷地花輪線道路改良事業でございまして、J R山田線大谷地踏切部を含む、下大谷地地区から上大谷地地区までの区間につきまして、拡幅改良する事業でございます。道路整備工事につきましては28年度の完成を予定してございます。踏切部については、J Rの受託により7月軌道工事が完成、但し、電気通信工事につきましては29年度完成見込みということでございます。

次に13ページをご覧くださいと思います。金浜4号線道路改良工事でございます。東日本大震災の際に鉄道下のボックスカルバートが狭くて、緊急車両等の通行ができず集落が孤立したことを受けまして、560m区間を三陸沿岸道路の工事用道路として拡幅した後に補償改良を行う事業でございます。拡幅については三陸国道事務所が行うこととなっております。28年度に用地取得、物件補償を完了いたします。道路整備工事については平成31年度完成予定ということでございます。

次に16ページをご覧くださいと思います。法の脇地区津波浸水防護施設整備工事でございます。津軽石市街地への浸水を防ぐため、法の脇地区に防護施設を構築し、それに伴う鉄道用地等周辺土地のかさ上げを行う工事でございます。28年度については用地取得、物件補償、本工事ということで28年度完了を予定してございます。今後のスケジュールとして29年度に馬越踏切工事、鉄道復旧工事を行う予定でございます。

次に19ページ、浸水対策事業でございます。津軽石地区の鉄道を横断する排水路等を改良する事業でございます。28年、29年度におきまして設計・施工協定を締結し詳細設計、工事実施、29年度の完成を予定しているものでございます。

次は26ページをご覧くださいと思います。予算がまだ未計上の事業でございます。踏切改良事業（歩道整備）でございます。踏切内に歩道が整備されていない津軽石地区の2踏切について、歩道を整備する事業でございます。これにつきましては、9月定例会に補正予算を提出する予定で現在進めているものでございます。28年度から29年度にかけて設計等を行っていくというものでございます。完成については30年度を予定しているものでございます。

次に検討中の事業、31ページでございます。（仮称）市道八幡沖鉄道踏切線道路改良整備事業でございます。この事業につきましては、中心市街地津波復興拠点整備事業による施設整備に伴いまして、市道八幡沖鉄道踏切線の交通量増加が見込まれることから、歩行者及び車両の安全な通行確保を目的として整備するものでございます。28年度におきましてJ R協議を進めていきたいというものでございます。

それから33ページ、検討中の事業、新駅設置事業でございます。八木沢地区及び津軽石地区へ新駅を設置するものでございます。本年度におきまして事業計画案を策定いたしまして、29年度から30年度にかけて設計、施工を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、概略についての説明に代えさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について質疑等があれば挙手願います。

無いようですので、この件についてはこれで終わります。

説明員は退席願います。



説明事項（４） その他

○議長（前川昌登君） 次にその他ですが、８月２日、３日に東京都で開催されたマニフェスト・サミットに、松本議員を派遣いたしました。参加した報告を松本議員よりお願いをいたしたいと思います。

松本議員。

○２２番（松本尚美君） それでは、少しはしりながらになると思いますが報告をさせていただきたいと思います。皆様のお手元に８月２日、３日の当議会の取り組み等と、また、３日の特別委員会の取り組み、宮古市議会の取り組みのほかに事例紹介といたしますが、そういうのがあった部分の資料をつけさせていただいております。初めて参加をさせていただきましたが、菊地主査の同行をいただきながら、八重洲、日本橋の方ですか、早稲田大学のキャンパスという部分で、ああいうところにキャンパスがあるんだと初めて知ったんですけども。金融関係を中心に勉強をしているところのようでございますけれども。まずは、宮古市の定住化促進に対する提言、そして総合戦略、地方創生のですね。国に出す総合戦略の反映ということでパワーポイントで説明させていただきましたが、盛りだくさんな部分もありましたので、なかなか全て説明できなかったというのが正直なところでございます。トータル的に発表のポイントは、議会が特別委員会を設置して、この地方創生に関わる戦略、そういった部分、政策ですね、そういったものを取り組んだ議会がめずらしいということで、この政策の内容、取りまとめた内容、提言した内容ではなくてですね、取り組み方ですね。市民とのワークショップも勿論ですし、アンケートもそうですけれども、これが類を見ないという評価を頂いての発表だったということで。このパワーポイントの資料もそういったのがポイントになっているのかなというふうには思っているんですけども。まあそうはいいいながら、中身が無いのも大変だということで菊地主査には当日、当議会が提案した内容、政策についても配布をさせていただいたところでございます。ただ、それに対する問い合わせ自体そのものは、まだございませんけれども、まあ発表ができて良かったのかなと。また、その前段でグランプリといたしますが、マニフェスト大賞という部分で、昨年も２,０００を超える応募といたしますが、そういった政策なりいろんな活動を取り上げて評価してもらいたいというのが２,０００を超えていたという話しですが、今年も２,０００を超える全国の自治体からノミネートされるというようなことは聞いておりましたけど。

まず、第一印象は宮古の議会が取り組んでいない項目がほとんどだというふうに思っています。どこも議会は栗山町の議会基本条例をつくった段階から非常に危機感を感じて、そして市民、住民にとって必要な議会をどうつくっていくかと。負託にこたえられる二元代表制の一方である議会をどうつくり変えていくのか。リノベーションしていくのかということに非常に苦心して、今それが競争のようにになっている状況もございますけれども、やはり市民の負託にこたえられる政策提言をどうつくり上げていく、フロー、過程も含めてですね、そういったことに取り組んでいるという事例発表がございました。３日目の先ほど言いました当議会の取り組みの発表は一番最初にやったんですけども、総合計画への議会の関与という部分。そういったのを発表されておりました。これは私も聞いていてドッキリしました。非常に先進的といたしますが、大胆な取り組みだなと。限りなく当局に制約をかける、結果的にですね。制限をするような部分もございました。要するにどんな市長が就任しても、決めたものはいきなり変えれないというルールに基づいてやっているということも紹介されておりましたし、いろいろ、あとは読んでいただければ大体分かるかな。多治見市が総合計画の部分ですね。それから可児市とかですね……まあそういった意味でトータル的には、本当に全国の自治体における議会が、それぞれ工夫を凝らしながら、知恵を働かせながらスピード感を持って議会を改革をしていくと。そしてさっきも言いましたようにくどいようですが、市民の負託にこたえられる議会をどうつくっていくかってことに苦心してい

るという状況がひしひしと伝わってくる内容でございました。まあ、来年からどうするのか、マニフェストそのものをどうするのかというのは問題はあるんですけども、それぞれ皆さんのお考えもあろうかとおもいますけれども、その方向性は見失わないで取り組んでいけばいいのかなと。

それから最後に、皆さんのお手元には配っていないんですけども、今当議会でも定数もちろんなんですが公費負担ですね。選挙の公費負担等々やっていますが、今議員連盟といいますか、地方創生に関わる部分もありますけれども、議会の選挙におけるマニフェストの、いわゆるチラシですね。それぞれ立候補される方々が配れるチラシ。これがマニフェストって話なんですけれども、考え方であるとか公約とも言い換えられる部分もちょっと無理すればあるんですけども、そういったものをですね配れる、これが地方議員には認められていないということですね。国勢はもちろん認められておりますし知事関係には認められています。ただ、地方選における議員選挙には認められていない。そういったものを今国会に提言をして、そして全会一致でその方向性はいいんじゃないかということが出ているようですけれども、実際に進まない。これは費用の問題も絡んできます。地方議会選挙におけるマニフェスト解禁についての要望、決議案というのをいただいていた。皆さんが見て、後でお配りしてもいいんですけども必要であれば、こういったものを導入して、費用負担の問題も当然出てきますから、そういったのを研究して次のある将来的な議会構成を担う議員が出やすいといいますか、有権者に伝えたいという部分をもっと拡大できるということですから、今その活動をしているということの要望がございましたので報告に代えさせていただきたいと思います。あと個々に何か、こういう点はどうだったってことがあれば、申し出をいただければ分かる範囲でお答えをして、説明をしていきたいというふうに思っていました。以上で終わりたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員には、大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。報告が終わりましたが、何か質疑等ございますか。なければこの件は、これで終わります。次に事務局より連絡があります。

菊地主査。

○事務局主査（菊地政幸君） 事務局から、連絡事項が2点ございます。

1点目は、市政調査会の現地視察についてでございます。以前、ファックスで日程の確保のお願いをしていたものでございますが、お手元にお配りした通知文書をご覧くださいと思います。視察は、8月24日水曜日に「宮古盛岡横断道路の進捗状況について」ということで、岩手河川国道事務所と三陸国道事務所のご協力で視察を行います。時間は、午前9時15分に公用車で市役所を出発します。視察は、国道106号を区界から宮古方面に向かって行くこととなり、解散が市役所となりますので、行きの途中乗車は考えておりません。早い時間で申し訳ございませんが、106号沿いの方につきましても、市役所に集合いただくようよろしくお願いいたします。通知文書の裏面をご覧ください。当日の服装は、活動服とします。ヘルメットは三陸国道事務所では準備していただきますが、長ぐつは各自で準備をお願いします。また、昼食は、やまびこ館を予定しておりますが、各自レストランなどで昼食をとっていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。最後になりますが、ヘルメットなどの準備の都合で、あらかじめ参加人数を報告する必要がありますので、当日都合の悪い方は、本日中に事務局まで連絡をお願いいたします。

次に、2点目ですが、お盆期間の議会事務局の閉鎖でございます。例年のことではございますが、8月12日と15日の2日間、議会事務局を閉鎖いたします。休日と併せて、8月11日から15日までの5日間となりますので、よろしくお願いいたします。

以上となりますので、よろしくお願いいたします。

閉 会

○議長（前川昌登君） 何かご質問ありますか。ないようですので、この件はこれで終わります。皆さまから、そのほか何もなければ、これで議員全員協議会を閉会します。

大変ご苦勞様でした。

午前11時37分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登